

も述べたことだが、次のような諸点を指摘することができる。

- ①独島＝竹島を自己の管轄下にある島と考えていた鬱陵島郡守が、同島が日本領に編入されたという島根県視察団の話に驚き、そのことを中央政府に急報したという事実。
- ②当時の韓国内の新聞が、鬱陵島郡守からの報告に関する記事を掲載し（『大韓毎日申報』『京城新聞』）、そのうち『大韓毎日申報』では〈独島を日本属地と称するのは道理がなく報告は不可解である〉とする内部（内務省）の見解も報道されたという事実。
- ③江原道觀察使署理からの報告に対し参政大臣（首相）が〈独島が日本領になったといふのは全く根拠のないことである〉として、事情を再調査して報告するよう指令したという事実（参政大臣の指令は江原道庁からの報告書原本に加筆されて伝存している）。
- ④さらに付け加えるなら、上の新聞記事を読んだと思われる同時代の在野の知識人・黃玹（ファンヒョン）（1855~1910）が『梅泉野録』【注18】の中に次のように書き留めていたという事実も指摘できる。

「独島／距鬱陵島洋東百里、有一島、日独島、旧属鬱陵島、倭人勒称其領地、審査以去」（同書・卷之五〔光武10年4月の項〕：『黃玹全集』下巻所収、p.1291）

（大意：独島／鬱陵島から百里離れた東の洋上に一つの島があり、独島という。かつて鬱陵島に属していた。日本人が強引に自国の領地だと称し詳しく調べていった）

*距離について：朝鮮の10里は日本の1里に相当する。また当時この出来事を伝えた『京城新聞』では「在於外洋百余里外・・・」と報じていた（→補論4参照）。

以上①～④の諸事実から、当時の韓国政府は独島＝竹島の日本領土への編入に対して表立って日本政府に抗議することはなかった（できなかった）が、日本領土への編入については、少なくとも「異議がある」と考えていたことがわかる（そのように推察される）。また当時の韓国の新聞が日本による領土編入の事実を報道できたのは、おそらく韓国政府関係者からの意図的な情報提供、いわゆるリークがあったためと考えられるから、そこに韓国政府の秘められた抗議の意思を見て取ることも可能であろう。

したがってこれまでのことを総合して考えるなら、竹島＝独島の日本領土編入問題について公的な文献・記録に抗議した事実が見出せないからといって韓国政府に“抗議する意思がなかった”と断定することはできず、むしろ抗議する意思はあったが、それが不可能な状況に置かれていたという方が、より真実に近いといえるのではないだろうか。

現在の日本政府は〈竹島＝独島は日本固有の領土であり日本領土への編入は国際法に則って行われた〉として領有権の正当性を主張しているが、ここまでたどって来た1905年前後の日韓関係の歴史的背景を考慮した場合にも、なお自信を持って〈竹島＝独島の編入は正当なものだった〉と言い切れるのだろうか。また私たちは、国民に対して領土編入の国際法上の正当性を語るばかりでその背景にあった歴史的事実の説明を行なうとしない日本政府の主張を、確信をもって支持できるだろうか。

私たち自身の歴史認識が問われているのだと思う。

【注1】日韓議定書締結のための日韓交渉は、実際には日露戦争開戦前の1903年12月末以来、韓国イジョンの李址鎔外部大臣（外務大臣）と日本の林權助駐韓公使との間で始まっていた。そして1904年1月20日頃には日本の林公使と韓国側の李外相、閔泳詰軍部大臣らとの間で一旦交渉がまとまり、1月23日に調印の運びとなった。しかし日露戦争での韓国の局外中立を強く希望していた高宗皇帝は直前の21日に「嚴正中立」の声明を公表し、韓国の局外中立を日本が承認することを議定書調印の条件としたため、それを認めない方針を既に決定していた日本政府との折り合いがつかなくなり、結局日露開戦前の調印は見送りとなったのである。

その後に調印された「日韓議定書」は、この1月の議定書案を基にしているものの同じ内容ではなく、日本軍が首都を制圧しているという現実の下で調印されたことから軍用地の収用で日本に便宜を与える等の条文が新たに追加されており、韓国にとってさらに過酷な内容となっていた。

【注2】日本側の交渉担当者であった林權助公使は、韓国政府内部の議定書反対派を切り崩すため硬軟両様の政治工作を精力的に行なった。そのうち李址鎔外相（駐日公使の経験を持つ親日派）に対する買収工作については、林公使が〈李外相に1万円を手交し同人の使用に任せた〉と小村外相に報告している例が知られている（1904年1月11日付、林公使から外相宛て電信：『日本外交文書』第37巻1冊、p.334,335）。他方、李容翊度支部大臣のように〈日本がロシアに敗れた場合、日韓議定書がロシアによる韓国侵略の口実に使われる〉として調印に反対する大臣や軍幹部に対しては、翻意させることを断念して強制的に排除する方針をとったのである。

なお李址鎔は、その後1905年11月の乙巳保護條約（第2次日韓協約）締結に際し賛同した一人と目され（内部大臣を務めていた）いわゆる“乙巳五賊”として韓国民衆の怒りを買ったが日本側には重用されて中枢院顧問に任命され、韓国併合後に日本政府から伯爵位を授けられた。

【注3】始興民擾（または民乱）は漢城（ソウル）から漢江を隔てた南方にある始興郡で9月14日に起きた。始興郡守の朴嶋陽が日本軍の人夫募集に際し不正行為を働いたとして民衆が怒り、郡役所に押しかけて郡守とその息子を殴殺、連絡を受けて郡守の支援に駆けつけた日本人30余名も巻き添えになりそのうちの2人が死亡、4人が負傷したという事件である。なお、韓国の郡守が民衆の怒りの矢面に立たされたのは、郡守の側に不正を働いた等の問題があったにしろ、日韓議定書の規定に基づいて日本軍の人夫徵募を韓国地方行政機関が行っていたためである。

他方、谷山民擾（民乱）は9月25日に黄海道谷山郡で起きた。日本の臨時軍用鐵道監部が軍用鐵道として建設していた京義鐵道（京城-新義州間。ただし日露戦争中には完成しなかった）の工事を請負った阿川組が、軍衛所在地の谷山へ人夫募集のため出向いたところを何かの行き違ひから民衆に襲われ、日本人7人が殺害され1人が行方不明になったという事件である（鄭在貞によれば、最初のきっかけを作ったのは日本人側で、彼らが刀を振り回して韓國の民衆14人を斬ったため、これに憤った人々が日本人7人と韓国人通訳1人を撲殺したのだという：鄭『帝国日本の植民地支配と韓國鐵道』、p.357）。なお事件の報告を受けた駐箇軍司令部は、仁川から歩兵1小隊と憲兵3人を派遣し、容疑者とされた21人を逮捕した。

上の2事件は、いずれも秋の収穫をひかえた繁忙期に日本軍が大規模な労役徵發を行なうとしたことが引き金となったが、その背景には韓国民衆の日本軍に対する憤りや日本軍の命令に便乗して私腹を肥やす地方官吏への憤りがあったのである（以上の2事件については、金正明編『日

韓外交資料集成』第5巻、p.288~292、および鄭在貞・前掲書、p.352~359を参照)。

【注4】軍律とは、交戦下において軍司令官や艦隊司令長官など軍の最高指揮官が作戦地・占領地の安寧維持と自軍の安全確保のために公布するもので、適用の対象者は原則として自軍の属する国の法令では取り締まれないそれぞれの地の外国人である。この軍律に基づく法廷は交戦状況の中で設置され、その終了と共にその都度廃止される性格を持っている(参照:北博昭『軍律法廷』)。

【注5】目賀田種太郎(1853~1926)は旧幕府の旗本の長男として生まれたが、明治維新後に政府留学生として米国に留学し、ハーバード大学法科を卒業(1874年)、帰国後文部省に出仕した。その後代言人(弁護士)、裁判官を経て1883年大蔵省に入り、日清戦争が始まった1894年から10年間大蔵省主税局長を務めた。彼は日清戦争と戦後の軍備拡張政策を増税や新税創設といった積極的な収税増加策によって支えていた辣腕の大蔵官僚であった。

1904年、韓国財務顧問就任を内命された目賀田は、韓国への出発を前にして首相・外相・蔵相らと入念な意見交換を行なった上で9月17日に東京を発ち韓国に赴いた。韓国政府財政顧問としての目賀田は主に幣制改革と税制改革を中心とする韓国財政の近代化政策を推進したが、客観的見れば、それは日本による韓国進出を円滑化するための基盤整備という側面を持っていた。目賀田顧問が韓国で手がけた幣制改革と税制改革の2つについて、以下簡単に触れておく。

幣制改革: 目賀田は、まず典圜局(韓国の造幣局)を廃止して韓国独自の貨幣発行を止めさせ(1904年11月)、新しい貨幣条例を定めた(1905年1月公布)。この条例は、実質的に1901年に韓国政府が公布したまま施行されていなかった貨幣条例(光武5〔1901〕年勅令第4号)の施行期日を1905年6月1日と定めたものであったが、この時発行された新貨幣は日本の大阪造幣局に委託して鋳造された。また新貨幣と品位・量目・形態が同一の日本貨幣を韓国内で無制限に、すなわち韓国の貨幣と同一の価値を持つ貨幣として自由に通用させることも認めた。そして1905年7月からは従来の貨幣(白銅貨、葉錢など)を新貨幣と交換する形で回収・廃棄し、新貨幣を流通させていくという「貨幣整理」を開始したのである。

なお目賀田幣制改革の最大の眼目は、この改革を日本的第一銀行(頭取:渋沢栄一)に業務委託する形で実施させたことである。すなわち第一銀行を韓国の中央銀行に位置付けて貨幣整理と国庫金の取扱事務とを委託し「第一銀行券」(紙幣。1円、5円10円の3種)を韓国の法定通貨と認定してその無制限通用を認めたのである。第一銀行はこれを受けて、京城支店(韓国総支店)を韓国政府の中央金庫とし、1905年7月からその業務を開始した(『第一銀行五十年小史』p.77~99)。その結果「今回の改革に依り韓国幣制は全然我国(=日本)と同一制度となりたるものにして、今後我国の貨幣は自由に同國(=韓国)内に通用を見る」(岩永重華『最新韓国実業指針・訂正改版』1905年刊、p.439、440。丸カッコの注記と下線は引用者)という、日本側から見て大変都合のよい円経済圏の拡張が実現したのである。

税制改革: 当時の韓国の税・財政は、度支部(=財務省)が所管する国家財政一般の他に、韓国皇室の宮廷財政および税關の関稅收入という3つの部分に分かれていた。目賀田の改革は、それらを度支部の下に一元化することで近代的財政機構を創設しようとするものであった。

目賀田はまず、従来郡守などの地方官吏が担当していた徵稅事務(これが地方官吏の私的蓄財、すなわち中間収奪の“金づる”になっていた)を止めさせ、それらを度支部大臣が直轄す

る税務官、税務主事らの手に移し(「管稅官制度」)、税の確実な国庫への徵收と国庫からの支出の厳格化とを図ったのである。また關稅收入については、税關を統括する總稅務司・ブラウン(英國人)を解雇させ(→後述)、その管轄権を目賀田の指揮する度支部に移させた。しかし皇帝の宮廷財政に介入して縮小させつつ度支部財政に取り込む試みは、抵抗が強く思い通りには運ばなかった。

なお細かいことだが、目賀田が財務を管掌する度支部雇用の顧問ではなく韓国政府雇用の財政顧問となつたのは、税・財政分野に止まらず韓国の内政全般への発言権を確保するためであった。日本政府は目賀田顧問を通じて韓国政府を日常的に監視するとともに、税・財政・予算といった合法的な形態をとりながら韓国政府を操るという内政干渉の仕組みを作つていったのである。

一方30人以上いた日本人以外の韓国政府雇用の外国人については、日本の韓国政策の障害になると想られたため解雇する方針がとられたが、日本政府は欧米諸国に配慮して即時解雇することはせず、各人の契約期間の満了を待つて順次解雇する方法がとられた。たとえば税關行政を管掌していた英國人ブラウンの解雇については、次のような手順が踏まれた(ブラウンは1893年10月に朝鮮の海關稅務司・總稅務司として着任したが、1905年秋に契約期限を迎えていた)。

總稅務司・ブラウンの存在は、關稅を含めた税制の一元化を企図していた目賀田の韓国財政改革にとっての障害となっていたが、日本政府は本人より先に英國政府の内諾を得ることにして、林董駐英公使を通して英国外相に日本政府の意向を伝えさせた。そして英国外相の〈解雇というのでは世間の面白くない評を招く恐れがある〉という助言に従つてブラウン本人に内談し、解雇ではなくブラウン自身が退職を願い出た形をとるという下工作を行つた。1905年8月22日、日本の林權助駐韓公使から日英両政府の意向を告げられたブラウンは退職申し出の件を承諾したが、同年10月22日に行われた韓国皇帝の謁見の席では「外臣ハ自ラ好シテ辭職スルニ非ラス、政治上ノ理由ニ基キ自分ノ意志ニ反シテ辭任スルモノナリ」と述べて退職を強いられたことに不満の意を表明し、同席した萩原臨時代理公使を憤てさせたのであった。

しかしあれ韓国の税關行政と關稅收入は、同年11月30日のブラウンの韓国出発を待つて即日日本人顧問・目賀田種太郎の管理下に移され、税關には日本人官吏が配置されたのである(ブラウン辞任の経緯に関しては『日本外交文書』第38巻1冊、p.911~920を参照)。

【注6】日韓協定に規定のないまま送り込まれた日本人顧問とは、学部参与・幣原垣(東京高等師範学校教授。当時は韓国政府雇用の中学校教師を務めていた)、宮内府顧問・加藤增雄(前韓國駐在公使[1897~1899])。1902年から韓国の農商工部顧問となっていた)、軍部顧問・野津鎮武(陸軍少佐。前在韓国日本公使館付武官[1898~1904])、警務顧問・丸山重俊(警視。警視庁第一部長。この後、統監府時代の韓國警視総監や島根県知事を歴任。詩人・丸山薰の父)の4名である。なお注意すべきは、ここで雇用された顧問・参与が、彼らの補佐としてまた韓国での制度改革等を指導するための要員として、さらに多くの日本人官吏を雇用するよう韓国政府に要求したことである。

たとえば1905年2月に韓国に雇用された丸山重俊警務顧問は、その月のうちに、警務庁(韓国首都警察)の「警察事務ノ改善刷新」を行なうためとして日本政府に上申書を提出し、警務庁と管内の5署および警務学校に日本人の警部・巡査部長合計10名と韓国語に堪能な領事館巡

査4名を韓国政府に雇用させて配置したのである。また翌3月には、韓国全土13道の地方警察を改革するためと称して、道ごとに警視・警部・巡査（9名）および通訳を雇用・配置するよう、これも日本政府に上申書を提出した。これらの要望は、韓国政府財政顧問であった目賀田種太郎によって予算的裏付けを与えられ、予算や人員の確保の関係から一部変更されたものの、ほぼ丸山顧問の構想に従って実施されていった。このように丸山顧問1人の雇用をきっかけにして多数の日本の警察官吏が韓国の警察機構に入り込み、韓国政府のもつ内政権を侵食・空洞化させていったのである（参照：韓国内部警務局『顧問警察小史』第2章）。

海野福寿によれば、1905年11月現在で韓国政府に雇用されていた日本人は合計188人で、その内訳は警務顧問付属117人、政府財政顧問部31人、学部（文部省）14人、度支部印刷局14人、農商工部6人、軍部3人、宮内府2人、農商工学校付属農事試験場1人であったという（海野『韓国併合史の研究』p.145より。史料の典拠は「韓国ニ傭聘セラレタル本邦人取調一件」：外務省外交史料館所蔵「外務省記録」3・8・4・36）

【注7】韓国の近代通信事業は、1884年3月に創設された郵征総局（総弁〔=長官〕は洪英植^{ホンヨンシク}）が日本から駅逕官・小尾輔萌らを招聘して準備を進めた郵便事業の開業によって幕を開けた（1884年11月18日：旧暦10月1日開業）。しかし翌月早々に総弁の洪英植も加担した開化派（独立党）のクーデタが失敗し（「甲申政変」）、そのあおりで郵征局は閉鎖されてしまった（クーデタの舞台となったのは、郵征総局を会場にして催された郵便開業を祝う宴会であった）。こうして朝鮮／韓国の郵便事業は、不運にも開業からわずか3週間で頓挫してしまったのである（12月6日閉局）。

その後国家による郵便事業は、ほぼ10年経った1895年7月22日（旧暦6月1日）に、農商工部通信局によって再開された。最初の時と同じく、まず首都の漢城と外港にあたる仁川の2ヶ所の郵逕司（=郵便局）が開局され、その後国内の主要都市に設置されていった。そして翌年末までの1年半の間に、合計25局を結ぶ韓国内の基幹郵便網が形成された。さらに1897年5月には米国で開かれた第5回万国郵便連合会議に代表団を送り、そこで同連合への加盟が認められたことによって外国郵便を取り扱う条件が整った（国王による批准は翌年）。それを受け韓国政府は、外国郵便業務の専任者としてフランス郵政省のクレマンセを招聘し、1900年1月1日から念願であった外国郵便の取扱いを開始したのである。そして同年3月には通信院（総弁は郵便中興の祖といわれる閔商鑄^{ミンサンホ}）を新設して、韓国の通信事業のすべてと船舶とを通信院が管掌する新体制がスタートした。こうして1900年中には韓国国内に郵逕司38、電報司19、臨時郵逕所340という郵便通信網が形成されたのである（参照：水原明窗『朝鮮近代郵便史』、第2部・I「通信事業のあゆみ」）。

他方日露戦争期の韓国内には、戦争にともなう軍事占領に乗ずる形で日本の郵便局（日本の通信省が所管する官営事業）や日本軍の野戦郵便局も次々と開設されており、通信分野での植民地的侵略が急速に拡大していた。水原明窗・前掲書の付録「在朝鮮日本郵便局（所）変遷一覧」によれば、1876年12月に釜山に最初の郵便局を開設してから1905年3月31日（合同取締書調印前日）までに設置された韓国内における日本の郵便局・郵便受取所・電信受取所などの総数は79、その内日露戦争開戦後（1904年2月以降）の開設が43（54%）にも及んでいた。その結果日露戦争当時の韓国では、日韓双方の郵便事業の競合（顧客獲得競争）さえ生じて

いたのである。

日本は、1905年4月の通信機関の合同取締書によって上述のような韓国通信院が築いた通信網と施設を丸ごと接收・併呑し、それらを日韓一体のものとして管理経営する法的根拠を得たのである。端的にいえば、それは通信事業分野におけるひと足早い植民地化の実現であった。

【注8】フィリピンは、16世紀以降スペインの植民地となっていたが、1890年代になるとホセ・リサールによって社会改革が提唱され民族主義の動きが盛んになった。やがてリサールの思想に影響を受けたボニファシオらが革命を志向して結社をつくり、1896年8月から反スペイン武力闘争を開始した（「フィリピン革命」）。同じ頃米国は、キューバで激しくなった反スペイン独立運動に干渉してスペインと戦争を始め（1898年「米西戦争」）、フィリピンでもスペイン軍を攻撃した。この時フィリピン革命軍は米国軍に協力して共に戦ったが、米国は戦争に勝利すると革命軍の期待を裏切ってスペインから2千万ドルでフィリピンの統治権を獲得し米国の植民地にしてしまった。そのためフィリピンでは、1899年2月から米国による再植民地化に反対する形で独立運動（指導者：アギナルド）が再燃した。フィリピンに派遣された米国軍は、ゲリラ戦法で戦う革命軍に対して家屋や作物を焼き払い非戦闘員も無差別に殺害するという残酷な平定作戦を開いて独立運動を鎮圧し、1902年7月には「反乱終息」を宣言した。この宣言が出された当時の米国の民政フィリピン総督がタフトであった。彼は1904年に米国に呼び戻され、セオドア・ローズベルト政権の陸軍長官に就任したのである。

【注9】王妃殺害事件（「乙未事変」）について：現代の日本ではあまり知られていないように思われるが、近代の日朝関係の実態を象徴的に表わした重大事件なので、少し詳しく注記しておきたい。

1895年4月、日本は日清戦争に勝利して朝鮮から清国の影響力を排除することに成功したが、下関条約（日清講和条約）で清国から割譲を受けた遼東半島の領有をめぐってロシアなどから清国へ返還するよう圧力を受け（「三国干渉」）それに応じざるを得ない状況に立たされた。その結果ロシアと清国との関係が深まり、ロシアは中国東北地方（いわゆる「満洲」）とそれに隣接する朝鮮半島への勢力拡大を本格化し始めた。一方日清戦争後の朝鮮政府内では、日本の影響力が強まることを警戒し、ロシアとの提携を強めることによって日本の勢力増大を押しとどめ朝鮮王国の独立を保とうとする親露派（ロシア派）が台頭して来た。

1895年9月、新しい朝鮮駐在の日本公使として赴任した三浦梧樓^{ミコト}は、親露派の中心人物と見なした王妃（閔氏。追号して「明成皇后」）を殺害して親露派勢力を一掃し日本の影響力を回復させようと考え、部下の杉村^{イハシ}藩日本公使館一等書記官や日本公使館付武官の楠瀬幸彦^{スミダラヒロシマ}陸軍中佐、日本語新聞『漢城新報』の安達謙蔵^{アンドウキンザウ}社長らと密かに王妃殺害計画を練ったのである（三浦たちは日本人の犯行であることを隠すため（王妃によって政治から遠ざけられていた高宗国王の実父・大院君^{テイエンゴン}君がクーデタを起こし王妃を殺害した）という筋書きを作っていた）。

事件当日（10月7日の深夜から翌8日の早朝にかけて）は、三浦公使から内密の指示を受けた京城日本領事館警部・萩原秀次郎の率いる日本人巡査たち（ただし私服を着用）と京城守備隊長・馬屋原務本少佐の率いる日本軍兵士たちが動員され、彼らに安達謙蔵の集めた民間の日本人大多数も加わって王宮に侵入し、王妃を殺害して遺体を焼くという凶悪な事件を起したのである。

この殺害事件は、現場の一部始終が王宮に宿泊していた2人の外国人、すなわち侍衛隊の米国

人軍事教官ウイリアム・M・ダイとロシア人電気技師サバチンに目撃され、さらに犯行後王宮から引き揚げるところを早朝の王宮前の市場に集まって来ていた朝鮮の民衆に目撃されていたため日本人の仕業であることは隠しようもなかった。

なお王妃殺害現場の様子については、現場の目撃者のひとりであったロシア人・サバチンからの聞き取りに基づくと思われるロシア参謀本部の軍人・カルネイエフ大佐による記述がある。これは事件後間もない時期の記録であり（注：カルネイエフ大佐は 1896 年 1 月に服喪中の高宗国王に謁見している）、しかも第三者のロシア人から見ているものだけに日本人たちの暴虐非道ぶりが飾らずに描かれている（ゲ・デ・チャガイ編『朝鮮旅行記』所収。ただ本書では、事件の起きた日を 11 月 25 日から 26 日にかけてとしているが、これは著者の勘違いであろう。当時のロシア暦は西暦〔グレゴリウス暦〕より 12 日遅れていたので、王妃殺害事件のあった西暦の 10 月 7 ~8 日は、ロシア暦では 9 月 25~26 日となるはずである）。

「王妃が女官の間に身を隠しているに違いないと考えた日本人たちは、か弱い宫廷婦人を手当たり次第に殺しだした。宮内大臣が日本人に向かって飛出し、彼らと王妃の間に立ちはだかって、諸手を挙げて慈悲を請うたが、日本人らは軍刀を振りおろして、彼の両手を切り落とした。彼は血を流しながら崩れ落ちた。..(中略) .. 彼女(王妃のこと：引用者)が廊下へ逃げ出すと、一人の日本人が脱兎のごとくその後を追い、王妃を捕まえるや床に投げ出して、彼女の胸に足を載せて三回ほど踏みつけたあげく、刺し殺した。しばらく経って、日本人らは殺害した王妃を近くの林へ運び出し、灯油を振り撒いた上に火を放つて焼却した。一八九五年一一月二六日の流血劇は、こうして幕を閉じた。恥じ知らずという点では、歴史上に前例のない出来事が起きたのである」（上掲『朝鮮旅行記』所収、井上紘一訳、p.221~222）。

日本側の記録としては、事件当時の京城日本領事館の内田定楨一等領事から外務大臣に宛てた機密報告書「十月八日朝鮮王城事変ノ詳細報告ノ件」（11月 5 日付：『日本外交文書』28 卷（1）所収、p.552~563）がよく知られている。内田領事は三浦公使たちの陰謀を当日まで知らなかつたが、事件直後に現場から公使館に戻ってきた関係者たちに話を聴いて情報をを集め、事の重大さに驚愕しながらも事実の掌握に努めた。この内田領事の報告書は、三浦公使の事件への関与を明確に認め「日本人ガ之ニ関係スルニ至リタルハ皆直接又ハ間接ニ三浦公使ノ教唆ニ基クモノニシテ其間ニ立チ最モ幹旋ノ労ヲ執リタル者ハ杉村書記官ナリ」（上掲・機密報告書）と断定している。

当時の京城日本領事館は、日朝修好条規（1876 年締結）に基づく領事裁判（在留外国人の裁判をその本国の領事が行う制度。たとえば朝鮮における日本人の裁判を朝鮮駐在の日本領事が行なう制度）を行う官署としての役目も併せ持っていたので、内田領事の下に萩原秀次郎警部以下十数名の領事館警察官（巡査）が配置されていた。ところがこの王妃殺害事件では、あろうことか犯罪を取り締まる側の警察官たちが、三浦公使から内密の指示を受けていた上司の萩原警部や堀口九方一領事官補（フランス詩の翻訳で有名な堀口大学の父）らに率いられて王宮に侵入し、王妃殺害の犯行に加担していたのである。内田領事は、このような困難な事情の下で関係者から情報を集め、事件全体の把握に努め公信と私信（外務次官・原敬宛）とを使い分けながら外務省に機密報告を送り続けたのであった。以下に、内田領事が私信として原外務次官宛てに送った事件

当日の、すなわち最も早い時点での極秘書簡（文末に「御一覧後ハ御火中被下度 候」とある）の核心部分を引用しておきたい。

（巡査が梯子で王宮の高壁を越え内側から門扉を開ける）「一群ノ韓兵及日本兵及壯士等ハ時ノ声ヲ挙ケ門内ニ進入シ、或ハ発砲シ或ハ刀ヲ振り廻ハシ、国王王妃等ノ寝室ニ向ツテ押寄セ、婦女両三名及男二三人ヲ殺害シタル後ニテ、大院君ハ国王ノ居間ニ入り之ニ面会シタリシカ、幸ニシテ国王及世子宮夫婦ハ無事ナリシモ、右殺害セラレタル婦女ノ名ハ王妃ナリトノ事ニ有之、之ヲ殺害シタルモノハ我守備隊ノ或陸軍少尉ニシテ、其死骸ハ萩原ガ韓人ニ命シ之ヲ他ニ持運バシメ直チニ焼キ棄タリトノ趣ニテ、隨分手荒キ所業ヲ相巣キ候」（明治 28 [1895] 年 10 月 8 日付・内田定楨書簡、『原敬関係文書』第 1 卷所収、p.243）

ところでこの事件の日本政府への第一報は、三浦公使からではなく日本公使館付海軍武官・新納時亮少佐から海軍軍令部長宛てに打電された「今訓練隊大院君ヲ戴キ呴喊シテ大闕ニ打チ入レリ」（10 月 8 日午前 6 時 32 分発信）という電報と楠瀬幸彦中佐から大本営參謀總長宛ての電報（同日午前 8 時 50 分発信）とによってもたらされたという（金文子『朝鮮王妃殺害と日本人』、p.145）。

この 2 人の武官からの電信の内容は、大本営（当時はまだ日清戦争の大本営が置かれていた：1894・6・5 設置、1896・3・31 解散）陸軍參謀部を経由して大山巖陸軍大臣や伊藤博文首相、西園寺公望外相臨時代理（陸奥宗光外相は病氣静養中だった）等に報告されたが、軍部の情報網を通して王妃殺害事件を知った西園寺外相臨時代理は驚愕して、同日午後 1 時に三浦公使に宛てて至急報告するよう電報を打った。三浦公使からの第一報はそれと行き違ひに届いたが（午前 11 時発信、午後 1 時 30 分着信）、その電文には〈訓練隊が大院君を奉じて王宮に押し入り侍衛隊と衝突したが、日本の守備隊が出動して鎮圧に努め軽微な騒動で済んだ。国王と皇太子は無事だが王妃は行方不明。自分は国王に召されて 6 時頃参内した〉（10 月 8 日「訓練隊ト侍衛隊ノ衝突状況等報告ノ件」：『日本外交文書』第 28 卷 1 冊、p.491）と、彼らの陰謀の筋書きに従つた内容が書かれていた。

金文子は上掲の著書において、この事件では三浦公使の陰謀に直接関与していないかった海軍の駐在武官・新納少佐からの通報が最も早かつたことに注意を向け、その軍令部長宛ての電文が極めて短く簡潔なものだったことを不審として推理と実証を展開している。そしてその結論として、通報を受け取った海軍軍令部長・伊東祐亨中将や陸軍參謀次長・川上操六中将など軍の首脳たちは、三浦公使らの陰謀を事前に察知しているがらその実行を黙認していた可能性が高いと述べている（金・前掲書、第 3 章）。また同書では、日本側の記録では上掲の内田領事の極秘報告書簡でも「我守備隊ノ或陸軍少尉」としか書かれていません（人名が隠蔽されている）王妃殺害の直接の実行犯、すなわち最初の一刃で王妃に致命傷を負わせた人物について、京城守備隊で馬屋原隊長に付き従っていた陸軍歩兵少尉・宮本竹太郎であろうと推断している（金・前掲書、p.257）。

日本政府は、日本の正任公使が引き起こした王妃殺害事件に対する国際的な非難の高まりを恐れ、外務省政務局長・小村寿太郎と横浜地裁検事正・安藤謙介、それに陸・海軍の佐官（将校）および憲兵隊からなる調査団を朝鮮に急派して事態の把握と收拾に当らせることを決定した（10

月 10 日東京出発、同 15 日漢城到着)。漢城に着いた小村調査団は、日本が領事裁判権を持つことを最大限に利用して事件関係者を一刻も早く朝鮮から日本に送還することを最優先に事後処理を進め、まっ先に三浦公使に帰国を命じ(10月 17 日。後任は小村政務局長)、翌日には事件関係者 20 名余に朝鮮からの退去を命じた。さらに 22 日には杉村書記官らにも帰国命令が出された。

その一方日本政府は〈犯人は日本人に変装した朝鮮人だった〉という形で事件を処理するよう朝鮮政府に圧力をかけた。朝鮮政府は事件が日本によるものであることを知っていたが日本の威圧に抗しきれず、李周会ら 3 人の朝鮮人を犯人に仕立てて裁判を行い絞首刑を言い渡した。

諸外国の動きの方を見てみると、ロシアは技師のサバチンが事件の一部始終を目撃していたことや駐朝ロシア公使自身が事件直後に王宮から引き揚げて来る日本人たちを目撃していたことから、具体的な事実を挙げて日本を非難し国際社会に訴える構えを見せた。しかしイギリスは将来日本をロシアに対抗させる駒として利用したいとの思惑からロシアには同調せず、また自国の軍事教官が事件を目撃していて事実を正確に知っていた米国も静観の姿勢をとった。そのため日本に対する非難は主要国間では国際的に拡がりを見せらず、うやむやのうちに静まっていった。

朝鮮を退去させられた日本人の事件関係者は、朝鮮の仁川港から憲兵隊の監視の下に船で日本に送還され、上陸地の広島で収監されてそれぞれ取調べを受けた。しかし朝鮮政府が 3 人の朝鮮人を犯人として処刑したことが伝えられると日本での取調べは事実上打ち切られ、翌 1896 年 1 月 14 日に言い渡された第五師団(広島)の軍法会議の判決では、被告の軍人たち(楠瀬中佐など 8 人)全員が無罪となり、また同月 20 日に言い渡された広島地方裁判所の予審判決でも、軍人ではない事件関係者(三浦梧楼など 48 人)全員が証拠不十分で免訴・放免の扱いとなつた。

この事件は、公使を交換している友好国に赴任した日本の正任公使が日本の軍人や警察官に命じて任国の王妃を殺害させるという凶悪な事件であったが、首謀者の三浦公使以下関係した日本人は唯の一人も処罰されなかつた。また日本政府は自国の外交官、軍人、警察官など多数の国家公務員が中心になって引き起こした事件であることを承知しながら政府としての責任を誰もとらず、朝鮮王室や朝鮮政府・国民に対して謝罪したり遺憾の意を表わしたりすることも一切なかつた。そしてこのような日本政府の態度は、1868(明治元)年 3 月に起きた堺事件(*1) や 1891(明治 24)年 4 月の大津事件(*2) など日本国内で起きた欧米人殺傷事件の際に行われた、自国民を厳罰に処し被害者の属する国の政府に謝罪している日本政府の対応の仕方とはまったく違つたものであった——それが日本のような弱小後発国における“外交の現実主義”に他ならないという弁明があり得るとしても、明治時代の日本政府が相手国によってまったく異なる態度をとつていたという歴史事実を改めて想起し、記憶に留めておくべきであろう。

(*1) 堀事件：戊辰戦争(1868~1869)が始まった直後、堀(現在の大坂府)の警備を担当していた土佐藩兵が堀港内の測量をして上陸してきたフランス軍艦の水兵たちと紛糾を生じ、逃げ出す端艇に発砲して乗っていたフランス軍水兵十数人を死傷させた事件(フランス兵 11 人が死亡)。発足間もない明治政府はフランス公使からの法外な要求(士官 2 名と仏兵を殺害した者全員の処刑、賠償金 15 万ドル)を受けて対応に苦慮し、結局土佐藩に現場の指揮官を含めた 20 人の者を選ばせて切腹を命じ、新政府が 15 万ドルの賠償金を支払うことで折り合いがつけられた。土佐藩兵の切腹はフランスの艦長も立ち会つ

て執行されたが、11 名が切腹したところでフランス側から助命の申し出があり、残りの者は流罪に変えられた(大岡昇平『堀港攘夷始末』に史実の詳細な検討と考察がある)。

(*2) 大津事件：来日中だったロシア皇太子(後の皇帝・ニコライ 2 世)が琵琶湖遊覧の帰路人力車に乗って大津市内を通過していたところ、沿道警備に当たっていた巡査からサーベル(洋刀)で斬りつけられて負傷した事件。事件に驚愕した日本政府(松方正義内閣)は、この事件を日本の皇族に危害を加えようとした皇室罪(大逆罪)に準ずるものとし扱い犯人を死刑に処す意向であったが、大審院長(今日の最高裁長官に相当)児島惟謙は司法権の独立の立場を主張して政府方針に反対し、担当する判事を指揮して通常の謀殺未遂の罪で無期徒刑の判決を出させた。

この事件では警備の責任を問われた滋賀県知事と同警部長が懲戒免官処分となり、政府では内務・法務・外務の 3 大臣が引責辞任した。さらに明治天皇自身が東京からロシア皇太子の見舞いに駆けつけ国家として最大限の遺憾の意を表したのである。

最後に、王妃暗殺事件の黒幕だった三浦梧楼のその後について簡単に触れておこう。

三浦梧楼はもともと旧長州藩出身の職業軍人で、陸軍士官学校校長、学習院長などを歴任した後、朝鮮駐在公使になったところでこの事件を起こした。三浦は広島地方裁判所で免訴になった後政界に入り、憲政本党(党首は大隈重信)に所属して大正期の日本政界の黒幕的存在となった。また 1910 年からは枢密院顧問官も務めた(1924 年まで)。こうした三浦の後半生について角田房子は、朝鮮國の王妃殺害の首謀者だったことは彼の人生に何の陰りも与えず、むしろ縁をつけて出世榮達の道を歩ませたと評している(角田『閔妃暗殺』、p.354)。

ただし三浦のような後半生のあり方は実際には他の多くの事件関係者にも共通して見られたことであった。たとえば三浦公使と共謀して犯行に加わる民間人を集めた安達謙蔵が後に遞信大臣や内務大臣を歴任し、公使館付武官だった楠瀬幸彦が陸軍大臣にまで栄達した例が代表的なものだが、そこには日本の政府や国民一般の受け止め方(“驚いてはいるが必ずしも遺憾に思っているわけではない”)が反映していたといえる。こうした時代の雰囲気を映した資料として、三浦梧楼の晩年の回顧談を引用しておきたい。彼が広島の監獄を出た後東京に着くまでの話である。

「監獄から出ると、アノ辺の有志者の歓迎会に招かれた。それから汽車で帰つたが、沿道到る処、多人数群集して、万歳々々の声を浴せ掛けるやうな事であつた。・・(中略)・・東京に着いた其晩、早速米田侍従が訪ねてきた。我輩は先づ、『お上には大変御心配遊ばしたことであらう。誠に相済まぬことであった。』と挨拶すると、『イヤお上はアノ事件をお耳に入れた時、遣る時には遣るナと云ふお言葉であった。』と答へ、更に、『今夜お訪ねしたのは、外でもない。実はアレが煮ても焼いても食へぬ大院君を、ベトベトにして使つたが。コレには何か特約でもあつたことか、ソレを聞いて來いと申すことで。ソレでお訪ねした。』とのことである。』(『観樹將軍回顧録』・1925 年刊、p.344~346。ルビは引用者)

【解説】引用中の「お上」とは明治天皇を指すが、現在流布している中公文庫版では、米田侍従が伝えた明治天皇の言葉のうち、上の引用文の下線部分が削除されていることを金文子が指摘している(金・前掲書、p.275, 276)。これについて『明治天皇紀』の該

当箇所を見ると「侍臣此の事変を奏上するや、^{ナガハ}^{ハシマ}はく、梧樓は一旦決意したることはこれを断行するに憚らざる者なりと、而して事件の影響する所の大なるべきを察せられ、頗る震悚を悩ましたまふ」(第8巻、p.910。ルビは引用者)とあり、明治天皇が実際にも三浦の回顧談とよく似たニュアンスで話していたことがわかる。

【注10】国家の代表（個人）に対する脅迫により強制で結ばれた条約は無効であるという国際法に照らして、乙巳保護条約が有効といえるかどうか——この点についてはその公表当時にも国際法学の見地から条約無効説が唱えられていたという（海野福寿『韓国併合史の研究』、p.234~239において、その研究史が検討されている）。またこの条約には韓国皇帝や日本天皇の批准書がないこと、条約署名者の外部大臣に皇帝の全権委任状がなかったことも指摘されており、この条約の法的有効性には疑問が多いとされる（参照：高崎宗司『「反日感情」』）。ただこれらの問題提起については、この保護条約は交渉開始の経緯から見て批准書の必要がない形式のものだったとして有効だったとする研究もある（海野福寿・前掲書、p.205。またp.240~246も参照）。

高宗皇帝自身は、条約締結強制後も日本の監視をかいくぐり、密使や密書などの手段で保護条約の無効や調印不同意の意志を繰り返し世界各国に訴え続けたが、事前に米英露3大国の承認を得ていた日本はすべてを押し切っていったのである。

ついでに記せば、第2次大戦後の1952年からはじまった日本と大韓民国との日韓会談でもこの乙巳保護条約その後に結ばれた韓国併合条約（1910年）の法的有効性は重要な争点のひとつだった。韓国側は保護条約、併合条約は当初から無効であることの確認を求めたが、日本側は、両条約とも当時の国際法に則った合法的なものであり、日本による韓国支配は国際的に認められていたとして譲らなかった。しかし日韓両政府は、結局それぞれの国内事情から条約の締結を必要としたため政治的に妥協し、1965年に結ばれた日韓基本条約では「1910年8月22日（注：韓国併合条約の調印日）以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効である」として、基本条約締結までのいつの時点で無効になったのかについてあえて明記しなかった。日韓両政府とも条約締結によって得られる経済的実益を優先させ、法的有効性の問題や植民地支配の是非をめぐる議論を“棚上げ”にしたのである。

【注11】当時の日本の駐韓公使・林権助は、晩年の回顧談の中で乙巳保護条約調印当日のことを、次のように語っている。かなり長くなるが、核心部分はできるだけ省略せずに引用しておく。

「それで、わたしも、無論一緒に宮中に行つた。かれこれ三時頃であったかな、その時、王様は病気だと言つて出て来られなかつた。／その問題に就て、ともかくも王様をみきにして又話し合つたが、朝鮮の閣僚の中には矢張り大勢に疎くて一概に硬骨のものもあり、親露派のものもある、どうしても纏らぬ。そのうちにたうとう陽が暮れかかつてき。一同はみな重苦しい空気のうちに、ありありと疲れてあるのが看取できる。いよいよ面白くなつて來た。・・（中略）・・それでわたしは、伊藤さんにこの席上にお出で願ふのは今が時機だと決心して、すぐに幣原君（学部参与・幣原垣のこと——引用者）を呼んで伊藤さんのところへ、その御用意を願ひますといふ事を報じた。／伊藤さんははじめの打ち合わせがあるので、すぐ王城内の協議会の席へ来られた。／そこでかいつまんで話合ひの顛末を、わたしから報告した。・・（中略）・・伊藤さんはこのわたしの言につづいて、段々と急ぎ決定すべき必要を

説き出した。その席上は異常な緊張を示してゐる。そのとき一騒動がおつぱじまつた。／朝鮮側の主席である総理の韓圭高の様子が特に尋常でない。余程激してゐる様子だとみてゐるうちに、突然さつと席を蹴つて立ち上つた。そして足取りも凄じく、この広間を国王の御座所の方に向つて出でいつた。どうしても此の会議の決定を食止めようとする氣魄が看取せられた。／すると大奥の方で女官どもの、けたたましい喚き声とともに、騒々しい足音が聞えた。何事がおつしまつたかと朝鮮側の人はおどおどしてゐる。／それは王様の許へ行かうとして去つた首相が、よほど興奮してゐたのだらう。まちがへて王妃の嚴妃の室に闖入したわけだ。これはしまつたと気がついたときはもう遅い。非常な失態だ。急いで出るには出たものの、もう、王様の御座所へ行く気力もなく、失神したままで吾々のある会議室の前まで戻つて、うんと卒倒してしまつた。／その騒ぎの顛末を、わたしの席へ報告して來たので、わたしは『水でも頭に掛けて冷して置けばよい』と言つてやつた。

それで総理大臣を抜きにして談合をすすめ、たうとうある所まで議論が纏まつた。それで、朝鮮側のものが一人立ち、二人立ちして、その都度王様の許にそれを報告してゐる様子だつた。今度はいよいよ此方の草案を王様のところへ持つて行かせたが、その文章につき此処をかう訂正して呉れと云ふやうな注文が出て來た。／それでわたしは伊藤さんを顧みていつた。

『これは条約と云ふ名義になつてゐる関係上、日本としては当り前なら枢密院の内諾を得ないで、文句を省いたり足したりする事は出来ない事になりますが、此の場合そんな悠長な真似をする余裕はありません』

すると伊藤さんがいはれた。／『俺が命じたと言つたらそれですむ』／それから草案の文句について朝鮮側の言分に対して／『斯ういふ文句にしたら直いちやないか』とも言はれて、いろいろ気を配られた。／そこでそれぞれ筆を入れて稿をまとめる、それで朝鮮側はやつと納得することになつた。

その次は、此の議定稿を日本文と朝鮮文とに清書させる手配をした上で、朝鮮の朴外相に向つてわたしは言つた。／『貴官は人を遣つて外相の國璽保管官に、印を持参するやう言付けてください』

やがてその国璽が届いたので、これでもう大丈夫だと思ったから、伊藤さんにいつた。

『もう大抵事も済んだやうです。もう大丈夫ですから、お帰りになつても結構です』

（林権助・述『わが七十年を語る』：第62話「京城宮本會議の話」、p.226~230。なお原文では漢字にすべてルビがついているが、大半を省略した。また／は改行を示す）

逐一指摘しなくとも、本文で引用した韓国側の「控告詞」との相違点は明瞭であろう。

また引用文中に林権助公使が「これは条約と云ふ名義になつてゐる関係上、・・・」といつて、本国政府の訓令を請わないで（林自身は「枢密院の内諾」と述べているが勘違いであろう）条約案文を交渉現場で勝手に変更しようとする伊藤博文に注意を促す場面がある。

調印を急いだ伊藤博文らが、本国政府に訓令を請うことなく条約案の文句を修正した話は、本文でも指摘したように林公使の事後の報告電信や伊藤大使の復命書にも書かれている。しかしこの林の回顧談の方は、日本の外交使節が条約案文の修正についての手順や慣行をないがしろにしてい

たことを広く世間に公表してしまうものであり、政府内部への報告である先述の報告書・復命書などとはまったく意味合いの異なるものである。また別に、第61話「保護条約予備会商の話」では、用意周到に保護条約の調印強要を準備していたようすを、これも得意げに語っている。

こうした林公使の回顧談からは、外國に赴いている日本の外交官が近代法治国家としての法規範を逸脱しながらそれを得意にさえ感じている様が見て取れる。いずれも法規主義の観点からは赤面せざるを得ない交渉当事者の裏話だが、植民地・朝鮮を支配していた日本帝国の時代には、こうした話が何の指弾の恐れもなく武勇談か何かのように公然と語られ、それが広く受け容れられる時代の雰囲気があったのである（林の回顧談の出版は1935〔昭和10〕年）。

【注12】ハルバート（Homer B. Hulbert：1863～1949）は、米国メソジスト派の宣教師で学者、ジャーナリスト。1886年朝鮮の官立学校・育英公院の外国语教師として招かれ1891年まで在職した。2年後再度朝鮮に渡り宣教師として活動、1897年からは中学校の教師も務めた。1901年に個人で『コリアン・レビュー』（月刊英字雑誌。毎号48ページ、1902年からは40ページ）を創刊、そこに「ニュース・カレンダー」欄を設けて韓国の時事問題を伝え、また後に本となった「The History of Korea（朝鮮の歴史）」を連載した。『コリアン・レビュー』誌の編集方針は政治的宣伝や教会の宣教のためのものではないと謳われていたが、日露戦争を契機に日本の韓国侵略が露骨になるにしたがって、論調は次第に日本への批判を強めていった。日本の当局者は、自由に朝鮮語が話せて韓国皇室とも関係の深いハルバートを『大韓毎日申報』社主の英国人・ペセルと共に、反日の論陣をはる“要注意”的外国人と見なし警戒した。

ハルバートは、1905年10月、乙巳保護条約の締結強要を阻止するため米国政府の周旋を希望とした高宗皇帝の親書を託されて帰国し、11月17日（条約調印強行の当日！）ワシントンに到着して大統領や國務長官に面会を求めた。しかし既に日本による韓国の「保護」化を事前承認していた米国政府は、ハルバートとの面会を断り文書で協力拒否を回答、その後に届けられた条約無効を宣言した電報も黙殺したのである。

さらにハルバートは「ハーグ密使事件」（1907年。→注15参照）の際にも皇帝の密使たちの活動を支援する下工作のためヨーロッパに渡って活動するなど、日本の植民地化に抵抗する韓国皇帝のために尽力した。さらにその密使事件をきっかけに高宗が退位させられると米国の『ニューヨーク・ヘラルド』紙のインタビューに答えて日本の韓国政策を厳しく糾弾した（参照：鄭晉錫『大韓帝国の新聞を巡る日英紛争』p.136～140、『日本外交文書』第40巻1冊、p.441～446）。

【注13】朴殷植『韓国独立運動之血史』（1920年刊。日本語訳本では姜德相訳・第1巻、p.33～34）の指摘に従って日本が朝鮮／韓国の独立を保障すると約束した国際条約の条文を列挙すれば以下のとおりである（引用文は外務省『日本外交年表並主要文書』に拠った。ルビと句読点は引用者）。

①日朝修好条規（江華条約。1876年2月27日、朝鮮国江華府で調印）

第一款 朝鮮国ハ、自主ノ邦ニシテ日本国ト平等ノ権ヲ保有セリ。嗣後両国和親ノ実ヲ表セント欲スルニハ、彼此互ニ同等ノ礼儀を以テ相接シ、^{すこし}毫モ侵越猜疑スル事アルヘカラス。・

②大日本・大朝鮮両国盟約（1894年8月26日、日清戦争開戦に際し朝鮮国漢城にて調印）

第一条 此盟約ハ、清兵ヲ朝鮮国ノ境外ニ撤退セシメ、朝鮮国ノ独立自主ヲ鞏固ニシ、日朝

両国ノ利益ヲ増進スルヲ以テ目的トス。

③日清講和条約（下関条約。1895年4月17日、日本の下関にて調印）

第一条 清国ハ、朝鮮國ノ完全無欠ナル独立自主ノ國タルコトヲ確認ス。因テ右独立自主ヲ損害スヘキ朝鮮國ヨリ清國ニ對スル貢獻典禮等ハ、将来全ク之ヲ廢止スヘシ。

④朝鮮問題に関する日露議定書（通称：西・ローゼン協定。1898年4月25日、東京にて調印）

第一条 日露両帝国政府ハ、韓國ノ主權及完全ナル独立ヲ確認シ且ツ互ニ同國ノ内政上ニハ、總テ直接ノ干涉ヲ為ササルコトヲ約定ス。

⑤第1回日英同盟協約（1902年1月30日、ロンドンにて調印）

第一条 両締約国ハ、相互ニ清国及韓國ノ独立ヲ承認シタルヲ以テ、該二國孰レニ於テモ全然侵略的趨向ニ制セラルコトナキヲ声明ス。・

⑥ロシア帝国に対する宣戰の詔勅（1904年2月10日）

・・・帝國ノ重おもきヲ韓國ノ保全ニ置クヤ、一日ノ故ニ非ス。是レ兩國累世ノ關係ニ因ルノミナラス、韓國ノ存亡ハ、實ニ帝國安危あんがい繁しづがル所タレハナリ。然ルニ露國ハ・・

⑦日韓議定書（1904年2月23日、日露戦争開戦に際し韓國漢城にて調印）

第三条 大日本帝国政府ハ、大韓帝国ノ独立及領土保全ヲ確実ニ保証スル事。

【注14】「東学」は朝鮮の民間信仰を母体にして儒教・仏教・道教などを折衷した民衆宗教の教団で、慶州出身の没落両班の崔濟愚（1824～1864）が1860年に創始したものである。東学とは西学＝キリスト教に対する東方＝朝鮮の学という意味であるが、東学の広がりの背景には、外国勢力（いわゆる「倭洋」）の侵入に対する朝鮮民衆の民族主義的な自覚や危機意識の高まりがあった。朝鮮政府は東学が社会不安を煽っているとして1864年に教祖を逮捕、処刑して弾圧を加えたが、教団は屈することなく第2代教主の崔時亨（1827～1898）のもと朝鮮南部一帯で地道な布教活動を続け、王朝政治の腐敗と外国勢力の侵略に苦しむ農民たちの間に教徒を増やしていく。

東学教団は地方の信徒の集まりを包と呼び、包を接主と呼ばれる地方の指導者が統率し、さらに都接主が東ねるという「包接制」によって教徒を組織していたが、こうした組織の仕組みが広域の農民蜂起を成功させる基礎になったといわれている。農民戦争の指導者で総大将として人望を集めた全琫準も東学教団の全羅道における接主の一人であった（参照：吳知泳『東学史』）。

甲午農民戦争は、1894年2月に郡守の暴政に抗して全羅道・古阜の農民たち3千人が蜂起したことから始まり、一時は「輔国安民」を掲げた農民軍が朝鮮南部を占領し乱の鎮圧のため出動した政府軍を撃退する勢いを見せた。しかし朝鮮政府が農民軍制圧のため清国軍に支援を要請し、その情報を得て日本が朝鮮に派兵すると、農民軍側は外国勢力に派兵の口実を与えないよう政府軍に申し入れて「全州和約」（1894年6月）を結び、一旦矛を納めた。

その結果朝鮮情勢が落ち着き、日清両国にとって朝鮮に派兵する理由（口実）は無くなつたが、既に日清戦争突入を決意していた日本は「朝鮮の改革」を要求して意図的に緊張状態を作り出し、無理やり開戦に持ち込んだのである（8月1日宣戦布告。戦時の天皇直属の統帥機関である大本營は、既に朝鮮出兵が決まった直後の6月5日に設置されていた）。

日本は開戦後、朝鮮政府に「日朝両国盟約」を強要し、それに基づいて朝鮮国内で日本の戦争のために人馬・食糧の大量徵發を行つたが、こうした日本軍の横暴に対する朝鮮民衆の怒りは、

日本軍に対してだけでなくそれを許している自国政府へも向けられるようになり、農民軍はそれらに促されて1894年10月に再び決起した。しかし近代兵器で武装した日本軍の前に農民軍は敗北を強いられ、同年末には総大将の全琫準も捕えられてしまった（翌1895年4月に処刑）。また東学教団は日清戦争後に政府から大弾圧を受け壊滅状態となった（2代目教主の崔時亨は1898年に逮捕・処刑された）。

一方「活貧党」は朝鮮の中・南部で活動した義賊的武装集団で、甲午農民戦争や乙未義兵闘争（1895年）の後の1899年頃に登場し、日本の経済的進出=侵略がいっそう露骨となり農民の生活が破綻に追い込まれていく中で民衆からの支持を集めた。活貧党の名称や行動規範は17世紀のハングル小説『洪吉童伝』をモデルにしているといわれるが「救国安民」の綱領を掲げて外国商人の活動を阻止したり、悪徳官吏をこらしめたり、富者から奪い貧者に分配したりした。活貧党の中心部分は日露戦争後に高揚した抗日義兵闘争に合流していった。

【注15】古代の朝鮮半島では、中国東北部から興った高句麗（紀元前後~668）が朝鮮半島北部に勢力を伸ばしてきたことに刺激されて国家統一への動きが始まり、4世紀に百濟（4世紀半ば~660）、新羅（4世紀半ば~935）の2国が成立した（「三国時代」。ただし半島の南部は伽耶諸国と総称される小国の分立状態が続いた）。やがて新羅が唐（中国）との提携によって勢力を強め、朝鮮半島の統一を実現したのである（668年「統一新羅」の成立）。その後新羅は唐軍を排除することに成功し（676年）、律令に基づく中央集権的国家体制を整えて朝鮮全土を支配した。

一方古代の日本列島では、同時代の中国や朝鮮半島の政治情勢から強い影響を受けながら奈良盆地周辺の豪族連合であるヤマト政権による列島統一が進められていた。7世紀半ばには王族の中大兄皇子（後の天智天皇）が宫廷クーデタを起こして政権を掌握し（645年「乙巳の変」）、王權による中央集権化を進めた。その死後は王位継承の内乱（672年「壬申の乱」）を制した天武・持統両天皇（天武は天智の弟、持統は天智の娘で天武の皇后となった女性天皇）によって律令制を取り入れた中央集権的な国づくりが継続され、古代国家の基礎が築かれた（694年藤原京遷都）。

このように日本と朝鮮（韓国）の国家としての歴史はほぼ同時期に始まっていたのである。

【注16】「ハーグ密使事件」（1907年）は、外交権を奪われた高宗皇帝がオランダのハーグで開催された万国平和会議に密使を派遣し、乙巳保護条約（第二次日韓協約）への不同意を直接的に訴えようとした事件である。当時韓国統監だった伊藤博文は、保護条約に抵抗する民衆の義兵運動やその精神的支えであった高宗皇帝の動きに神経をとがらせ、日本軍や憲兵隊、警察などを動員して抗日闘争の武力鎮圧に努める一方、密偵も使った厳重な監視体制を敷いて高宗周辺の動きに眼を光らせていた。しかし皇帝の密使はその監視網を潛り抜けて国外に出ることに成功し、1907年6月、第2回万国平和会議の開かれていたオランダに到着したのである。密使となった前議政府参贊・李相高は、出発前に皇帝に謁見した後4月20日頃に前平理院検事・李備と共に出国してウラジオストクに向かい、シベリア鉄道でロシアの首都・ペテルブルクに着いた。ここで前駐露韓国公使館参事官で英・仏両語に堪能な李璋鐘が密使に加わって3人でハーグに向かった。ハーグに着いた密使たちは、韓国の代表として会議に参加したいと万国平和会議の議長を務めるネリドフ伯爵（ロシア）に面会を申し込んだが、オランダ政府の招請がない者を参加させることはできないと面会を拒否された。またオランダ外相の方からは、駐オランダ日本公使の紹介が

ないからと面会を断られ、英・米・仏・独の代表たちも同様の態度で支援を断った。これら有力な諸国との協力拒否は、日本側の各國政府に対する内密の工作が功を奏した結果であった。

万国平和会議への参加を拒否されて皇帝の密命を果たせなかつた密使たちは、日本の韓国侵略を告発し保護条約の調印強制の交渉過程を詳しく書いた『控告詞』と付属文書『日本人不法行為』とを日本以外の参加国委員に送つて抗議の意思を表わした。また密使たちに同情した地元紙『クリエ・ド・ラ・コンフェランス』のステッドの斡旋により「国際協会」でアピールする機会が与えられたので、李璋鐘がフランス語で演説を行ない韓国の実情を訴えた。この演説は新聞報道を通じて世界に伝えられたが、密使たちが目に見える形で成果を得ることはついにかなわなかつた（参照：金庚姫「ハーグ『密使』と『国際紛争平和的処理条約』」：『文学研究論集』〔明治大学〕所収。また『日本外交文書』第40巻1冊の「海牙平和会議へ韓帝密使派遣一件」）。

一方「密使事件」を知った統監の伊藤博文は、激怒するとともにこの事件を奇貨として高宗皇帝に退位を迫り（同年7月19日諒位の詔勅発布。皇太子の純宗が帝位を継いだ）、その後第三次日韓協約に調印させ（7月24日）韓国内の施政権（内政権）も統監の完全な監督下に置いたのである（注：この協約によって韓国政府の存在はいっとう有名無実のものになったが、3年後の韓国併合条約はこの政府さえも解体して韓国を完全な日本の植民地にするものであった）。

伊藤はさらに続けて韓国軍の解散も強行したが（7月31日）、これに抵抗した侍衛隊・鎮衛隊の兵士による大規模な反乱が起されて広汎な第三次義兵運動（抗日義兵闘争）の高揚につながつていった（「丁未義兵」：丁未は1907年の干支）。

【注17】韓国政府が竹島=独島の日本による領土編入を知ったのは1906年の4月末から5月初旬にかけてのことだが、その頃は伊藤統監が日露戦争出征兵凱旋大観兵式に参列するため一時帰国していた（4月21日～6月23日）、韓国側が統監との協議会にこの編入問題を提起することは問題発覚の時点では不可能であった。しかし統監府秘書官・古谷久綱が筆記していた日韓協議の会議記録（『日韓外交資料集成』第6巻に収載）を見ても、伊藤統監が日本から帰任した第6回協議会（6月25日）以降の会議記録には、筆者が調べた同年末まで限りであるが、竹島=独島に関連する記述は見当たらなかった。全部の記録を調べないまま断定的なことを言うべきでないが、読んだ限りの印象から推測すれば、韓国側がこの統監との協議の場に竹島=独島の編入問題を持ち出すことはやはり出来なかつたのではないかと思う。この協議会は当時の両国の力関係からいって当然のことではあるが、両者の協議の場にはなつておらず、韓国側が伊藤統監の高説を聞かされ、統監から質問に答えたり指示を受けたりする上意下達の場であった。

【注18】『梅泉野録』の「梅泉」とは著者・黄弦の号、「野録」は在野の記録、野史というほどの意味。

黄弦は、朝鮮王朝末期の在野の学者・文人で、科挙に合格して一時官吏となつたが政治の腐敗に嫌気がさして早々に隠棲し、以降は在野の知識人として変わりゆく朝鮮社会を見つめ続けた。1910年秋、日本による「韓国併合」に痛憤して自殺したが、『梅泉野録』は著者が長年にわたって書留めていた見聞の記録を死後に編集・集成したもので、漢文で書かれている。

その記事は、中央政界の動きや地方官吏の暴政や腐敗の実態、民族運動に関する記事など政治分野の事柄から経済、文化、風俗さらに巷間の噂話にいたるまで実際に幅広く採録しており、朝鮮王朝末期の社会の実像を窺い知ることができる貴重な記録、史料集となっている。

おわりに

一昨年（2008年）7月、日本の文部科学省は、2年後から実施される中学校の改訂学習指導要領の解説書において、竹島＝独島問題を日本の領土問題として初めて明記することにしたと発表した。新聞が報じた解説書の文章とは、次のようなものである。

「我が国が正当に主張している立場に基づいて、当面する領土問題や経済水域の問題などに着目させたりすることも大切である。・・（中略）・・我が国と韓国との間に竹島をめぐって主張に相違があることなどにも触れ、北方領土と同様に我が国の領土・領域についての理解を深めさせることも必要である」（2008年7月15日付『朝日新聞』）。

これについて文部科学省は、韓国側に配慮して竹島＝独島問題に関しては「我が国固有の」という文言を除いたと説明したが韓国政府は納得せず、駐日大使を本国に召還して抗議した。本稿で検討してきたように、筆者自身は竹島＝独島を日本の「固有の領土」と称するのは歴史的事実に照らして疑問が残ると考えているので、文部科学省の説明がどうであれ、この文言を除いたこと自体は良かったと思う。なお昨年末に決定された高校の方の新しい解説書では「竹島」の文言を盛込まず〈中学の学習を踏襲するよう求める〉という形にとどめたとのことである（2009年12月26日付各紙）。

「北方領土」問題との相違点

そもそも「北方領土」問題と竹島＝独島問題とはその歴史的経緯と起源がまったく異なる領土問題であり、二国間で特定の島々の領有権を争っているという以上の共通点はなく、両者を類似した領土問題として扱おうとすること自体に無理があるといわざるを得ない。

たとえば「北方領土」は幕末・明治の日本がロシア政府と正式な領土交渉を行い日露和親条約（1855年）と樺太千島交換条約（1875年）とによって日本の領有権を確定したものだが、竹島＝独島は韓国政府との交渉どころか領有権に関する照会や日本編入後の通告さえもしておらず、日本的一方的な手続きをもって領有権を確定したとしているのである。

また「北方領土」の方は、江戸幕府の時代から常に日本の領土であることを主張し続け、そのことが上記の2条約において日露間で確認されていった経緯があるが、竹島＝独島については一度も日本領であると主張したことがない、逆に1877年には日本政府自身が〈日本領ではない〉と断定しているのである。さらにいえば、国際法に則って同島を日本領に編入したとする1905年の閣議決定においても「無主地」の島を「先占」したと称したのである。これらの事実からだけでも、竹島＝独島の領土編入を決定した当時の日本政府に「北方領土」のような「固有の領土」認識がなかったことは明らかであろう。

さらに一点付け加えるなら「北方領土」問題は日本がアジア・太平洋戦争に敗れた後にソ連（現在のロシア）が侵攻・占領したこと（＊）が発端となって生じた領土問題であるが、竹島＝独島問題の方は日露戦争の戦時下、日本軍が韓国全土を実質的に占領している

という状況の下で、日本政府が竹島＝独島の領土編入を閣議決定したことに端を発している問題である。このような問題発生の原点から考えても「北方領土」問題と竹島＝独島問題とは、本質的に“似て非なる”領土問題というべきものである。

（＊）ソ連軍が千島列島最北端の占守島に侵攻したのは日本が「ポツダム宣言」受諾を公表した3日後の1945年8月18日で、占守島では日本の守備隊との間で戦闘が起きた（第五方面軍司令部〔札幌〕の停戦命令を接受して占守島で局地停戦協定が結ばれたのは21日）。その後このソ連軍部隊は北千島に駐屯していた日本軍守備隊を武装解除しつつ島伝いに南下し8月28日に得撫島に到達、ここで南下を止めて同島に留まつた。その先の南千島の2島（択捉・国後）へは樺太から移動して来た別のソ連軍部隊が8月28日から上陸を始めたのである（この事実からソ連側も北千島と南千島を区別して考えていたことがわかる。また28日は米軍先遣隊の厚木進駐の日でもあった）。さらに色丹島へは9月1日、歯舞諸島へは9月3日から上陸し5日までに全島を占領した。千島地区には敗戦時1万人以上の島民がいたが、1947年7月までに全員が強制引揚げさせられた。

本稿第7章で検討したように1905年当時の韓国政府内には、目賀田種太郎（財政顧問）やスティーヴンス（外交顧問）など日本政府が推薦し送り込んだ顧問たちがいて、韓国政府の動きを監視し日本の思いのままに仕向ける体制がつくられていた（「顧問政治」）。率直にいえば日本政府による竹島＝独島の編入手続きは、この「顧問政治」という日本にとって極めて有利な日韓関係を前提として、ただ国際法の「先占」の要件を満たす最小限度の国内手続き（閣議決定、島根県による編入告示と登簿、貸下許可等）を行っただけで済ませたものである。その他の、一般的に想定される外交措置（韓国政府に対する照会や交渉、関係国への通告等）や国内向け広報（『官報』による公布、新聞への情報提供等）は（おそらく意図的に省かれたものと想像するが）一切なされなかつたのである。

当時の韓国政府は、1年以上も経てから偶然の機会に竹島＝独島が日本に編入された事実を知ることになったが（1906年の鬱島郡守の報告）その時は既に外交権が日本に奪われており、日本領への編入が日韓の外交問題として顕在化することはなかった。そしてその4年後には「韓国併合」（1910年8月）によって韓国全土が植民地として日本領土に併領されてしまったため、竹島＝独島の日本編入の問題は、日本がアジア・太平洋戦争に敗北し植民地・朝鮮が独立を回復するまで一旦消滅した形となってしまったのである。

現在の日本政府は竹島＝独島の日本領編入を語る際、もっぱら国際法上の手続きの正当性（合法性）に主眼をおいて主張を展開しているが、韓国側はそれが日本による植民地侵略の進行する中で行われたという時代背景の方をより重視しており、日韓双方の議論は必ずしもかみ合っていない。日本による韓国の「保護国」化の例でも明らかなように「保護国」化の“法的正当性”（保護条約の調印など）とその“歴史的背景”（国家間の力関係や国際環境）とは密接に結びついているものである。したがって竹島＝独島問題に関しても、日本政府がその歴史的背景に言及しないまま国際法上の正当性や合法性をいかに論じても十分な説明とは理解されず、日韓の人々を共に納得させることはできないであろう。

あとがき

竹島＝独島問題に関する基本文献の一つである川上健三の『竹島の歴史地理学的研究』(1966年)は、著者が外務省条約局の職員として領土問題の政府文書の作成を担当してきた人物であることから、学術書とはいうものの日本政府の立場を代弁するものと見なされてきた著作である。また田村清三郎の『島根県竹島の新研究』(1965年)は、最初に島根県名義で刊行された本(1954年刊)の増訂版であり、後に島根県総務部によって復刻されていることからも(1996年)、島根県の公的な主張を代弁する著作といえるであろう。

一方、朝鮮近代史の研究者であった梶村秀樹の論文「竹島＝独島問題と日本国家」(1978年)は、韓国側の研究成果も紹介しつつ歴史学の立場からこの問題を理論的に検討したもので、日本国内における竹島＝独島問題の議論を深めるのに大いに貢献した文献である。韓国政府の勅令(1900年)や鬱陵島郡守の報告書(1906年)の存在を指摘し注意を向けさせたのもこの論文であった。また堀和生「一九〇五年日本の竹島領土編入」(1987年)は、日本政府が1877年に「竹島外一島之義本邦關係無之義ト可相心得事」と裁決していた事実を指摘し竹島＝独島問題の議論に新たな一石を投じた重要な論文である。

本稿は、上に記した諸文献によって論じられその後の議論の枠組が作られてきた竹島＝独島の領有権問題について再考したものであるが、その際筆者自身が課題としたのは、この問題を日朝／日韓関係史の中に据え直しつつ論じることであった。

それは既に「おわりに」でも述べたことだが、現在の日本政府がそうであるように〈竹島は日本固有の領土である〉と主張する論者の多くが、国際法上の正当性を主張するばかりで史実(歴史的事実)の究明が不十分なまま論じていたり、日本領土編入当時の日韓関係史にはほとんど言及しなかつたりして、結果として日韓双方の不信感を増幅させてしまっていると考えるからである。

領有権の法的な正当性を冷静に議論するためには、何よりも議論の土台となる正確な史実の究明が不可欠であり、また日本の領土編入の正当性を論じる場合にも、国際法上必要とされる諸要件を日本が遅滞なく実施できた歴史的背景、すなわち当時の日韓関係の実際についての史実に基づいた真摯な議論がなされるべきであろう。この問題を契機として日韓双方が相互に理解を深めていくためには、まず歴史の基本的な事実をお互いが正確に知り合うことによって議論の土台(共通認識)を築く必要があると考える。

そのために本稿では、歴史の専門書では普通説明が省かれるようなごく基本的な事実についても必要と思えばできる限り言及し、さらに注の形でも補った。たとえば乙巳保護条約調印に関連して朝鮮王妃殺害事件に長い注を付したのは、保護条約調印当時の韓国政府の閣僚たちが“亡国の条約”であると知りながら調印を拒否できなかつた(心理的な)背景に、日本ではあまり知られていないが、その10年前の朝鮮王妃殺害事件の生々しい恐怖の記憶があつたとされるからである。ただ恐れているのは、筆者の浅薄な知識と思い込みによって歴史事実を誤って理解していたり史料の解釈を違えたりしていないかということである。そのようなことがあれば是非ご教示いただきたい。

謝 辞

本稿を書くための資料入手に関しては、特に帯広市図書館の司書の皆様に長期間にわたって大変お世話になりました。同館所蔵の資料の他に、北海道立図書館や札幌中央・小樽・登別・恵庭・函館中央など北海道内各地の市立図書館、さらに東北6県の県立図書館や国立国会図書館などからも次々と多数の図書資料を借りていただき利用することができました。また明治時代の官報や新聞の記事、地形図、海図など図書以外の資料についても多数の照会や複写依頼をお願いし全面的に助けていただきました。ありがとうございました。

また『山陰新聞』(マイクロフィルム)の閲覧と複写については島根県立図書館郷土資料室と島根大学附属図書館に、翻刻版『竹島紀事』(竹島研究会本)の訳文のことでは島根県竹島資料室にそれぞれお世話になりました。さらに近世の「竹島」渡海関係の史料調査の際には米子市立山陰歴史館の梅林智美氏に、鳥取藩政史料の複写の入手や鳥取藩の諸制度に関する知識等については鳥取県立博物館の大嶋陽一氏に、それぞれ御助力と多くの御教示をいただきました。お世話になりましたすべての皆様に心よりお礼申し上げます。

(2010年10月 竹内猛)

主な参考文献(主として本稿で引用したもの)

1、全般に関わる研究文献

- ・大熊良一『竹島史稿』原書房・1968年
- ・奥原碧雲『竹島及鬱陵島』[初版1906年刊]:(復刻版)ハーベスト出版・2005年
- ・梶村秀樹「竹島＝独島問題と日本国家」(『朝鮮研究』182号・1978年、『梶村秀樹著作集』第1巻所収)
- ・川上健三『竹島の歴史地理学的研究』古今書院・1966年
- ・金学俊『独島／竹島・韓国の論理』論創社・2004年；増訂版・2007年
- ・下條正男『竹島は日韓どちらのものか』文藝春秋・2004年
- ・田中豊治『隱岐島の歴史地理学的研究』古今書院・1979年
- ・田村清三郎『島根県竹島の新研究』島根県総務部総務課:(復刻版)1996年
- ・内藤正中『山陰の日朝関係史』報光社・1993年
- ・内藤正中『竹島(鬱陵島)をめぐる日朝関係史』多賀出版・2000年
- ・内藤正中・金柄烈『史的検証竹島・独島』岩波書店・2007年
- ・堀和生「一九〇五年日本の竹島領土編入」(『朝鮮史研究会論文集・24集』所収・1987年)
- ・森田芳夫「竹島領有をめぐる日韓両国の歴史上の見解」(『外務省調査月報』2の5所収・1961年)
- ・島根県竹島問題研究会『最終報告書』・2007年

2、史料集・正史・地方史など

- ・『高麗史』第2巻・国書刊行会・1909年

- ・『高麗史節要』(影印版) 學習院大學東洋文化研究所・1960年
- ・『李朝実録』(影印版・全56冊) 學習院大學東洋文化研究所・1953~1967年
- ・『経国大典』『続大典』(影印版) 學習院大學東洋文化研究所・1971,1972年
- ・『辺例集要』韓國文教部国史編纂委員会・1971年
- ・『增正交隣志』(影印版) 京城帝国大学法文学部・1940年
- ・『通文館志』朝鮮古書刊行会・1913年
- ・『海東諸国記』(申叔舟著;田中健夫・訳注) 岩波書店・1991年
- ・『梅泉野録』(『黃弦全集』下巻所収) 亜細亞文化社・1978年
- ・『善隣國宝記・新訂統善隣國宝記』(田中健夫編) 集英社・1995年
- ・『朝鮮通交大紀』(松浦霞沼編;田中健夫・田代和生校訂) 名著出版・1978年
- ・『通航一覧』正編(全8巻) 国書刊行会・1912~1913年
- ・『宗氏実録』(雨森芳洲編、泉澄一校訂) 第1巻・清文堂・1981年
- ・『竹嶋紀事』(翻刻版:『竹島問題に関する調査研究最終報告書・資料編』所収・2007年)
- ・『朝鮮竹島渡航始末記』(『新修島根県史・史料編』第3巻所収)
- ・『御用人口記』『控帳』(鳥取藩政史料:鳥取県立博物館所蔵)
- ・『竹島考』(鳥取県立博物館所蔵)
- ・『鳥取藩史』第6巻・1971年
- ・『新修米子市史』第2巻・2004年
- ・『因府年表』(『鳥取県史』第7巻所収)
- ・『鳥取地域史研究』第11号・2009年
- ・『隱州視聴合紀』(『日本庶民生活史料集成』第20巻所収・三一書房)
- ・『増補隱州記』(『新修島根県史・史料編・2所収)
- ・『大谷家古文書』(私家版) 1986年
- ・『藩法集・2・鳥取藩』『藩法集・10・統鳥取藩』創文社・1961, 1972年
- ・『御触書天保集成・下』岩波書店・1941年
- ・『大日本史料』第12編之29・東京帝国大学・1929年
- ・『外交史料・韓国併合』(海野福寿・編;全2巻) 不二出版・2003年
- ・『顧問警察小誌』(復刻版:韓国併合史研究資料第4巻) 龍溪書舎・1995年
- ・『日韓外交資料集成』(金正明・編;全11巻) 巖南堂書店・1962~1967年
- ・『朝鮮駐箇軍歴史』(『日韓外交資料集成』別冊1所収)
- ・『朝鮮ノ保護及併合』(『日韓外交資料集成』第8巻所収)
- ・『(大) 日本外交文書』(外務省編;第1巻~第41巻)
- ・『日本外交年表並主要文書:1840~1945』(全2巻)・原書房・1965~1966年
- ・『国際法先例彙集(2) 島嶼先占』外務省条約局・1933年
- ・『公文祿』『太政類典』(国立公文書館所蔵)
- ・『西郷町誌』(全2巻) 1976年
- ・『隱岐島誌』1933年

- ・『浜田町史』1935年
- ・『布施村誌』1986年
- ・『新北海道史』第3巻・1971年
- ・『小村外交史』(全2巻) 新聞月鑑社・1958年
- ・『新聞集成・明治編年史』(復刻版:全15巻)・本邦書籍・1979年
- ・『原敬関係文書』第1巻・日本放送出版協会・1984年
- ・『外務省警察史』(縮刷版) 第1巻および第3巻・不二出版・1996年
- ・『近代外交回顧録』第1巻・ゆまに書房・2000年
- ・『韓国国境領土関係文献集』(梁泰鎮・編) 甲子文化社・1979年
- ・『独島領有権資料選』(宋炳基・編著) ハンリム〔翰林〕大学校出版部・2004年
- ・『皇城新聞』(縮刷版) 韓国文化社
- ・『大韓毎日申報』(縮刷版) 韓国新聞研究所
- ・『独島』大韓公論社・1965年

3. 単行本

- ・朝日新聞社『日本外交秘録』1934年
- ・荒野泰典『近世日本と東アジア』東京大学出版会・1988年
- ・石井孝『明治初期の日本と東アジア』有隣堂・1982年
- ・池内敏『近世日本と朝鮮漂流民』臨川書房・1998年
- ・池内敏『大君外交と「武威」』名古屋大学出版会・2006年
- ・井上勇一『鉄道ゲージが変えた現代史』中央公論社・1990年
- ・岩生成一『新版・朱印船貿易史の研究』吉川弘文堂・1985年
- ・岩永重華『最新韓国実業指針』(訂正改版) 宝文館・1905年
- ・海野福寿『韓国併合史の研究』岩波書店・2000年
- ・大江志乃夫『日露戦争の軍事史的研究』岩波書店・1976年
- ・大岡昇平『堺港攘夷始末』中央公論社・1989年
- ・大熊良一『北方領土問題の歴史的背景』南方同胞援護会・1964年
- ・尾佐竹猛『大津事件』岩波書店・1991年(原著は1929年刊)
- ・大庭良美『唐人送り』山陰中央新報社・1984年
- ・岡本信男『近代漁業発達史』水産社・1965年
- ・大仏次郎・編『中部幾次郎』中部幾次郎翁伝記編纂委員会・1958年
- ・角田房子『閔妃暗殺』新潮社・1988年
- ・鹿島守之助『近隣諸国及び領土問題』(日本外交史・3) 鹿島研究所出版会・年
- ・海上保安庁『日本水路史』日本水路協会・1971年
- ・姜再鎬『植民地朝鮮の地方制度』東京大学出版会・2001年
- ・北博昭『軍律法廷』朝日新聞社・1997年
- ・木村健二『在朝日本人の社会史』未来社・1989年

- ・金文子『朝鮮王妃殺害と日本人』高文研・2009年
- ・康成銀『一九〇五年韓国保護条約と植民地支配責任』創史社・2005年
- ・葛生修亮『韓海通漁指針』黒龍会出版部・1903年
- ・吳知泳『東学史』(梶村秀樹訳) 平凡社・1970年
- ・櫻田勝徳・山口和雄「隱岐島前漁村探訪記」(『日本常民生活資料叢書』第20巻所収・1935年)
- ・榎原與作「韓國沿海漁業視察復命書」(『福岡県水試報告』第8号所収・1899年)
- ・幣原喜重郎『外交五十年』読売新聞社・1951年
- ・島田謹二『ロシヤ戦争前夜の秋山真之』朝日新聞社・1990年
- ・春畠公追頌会『伊藤博文伝』下巻・1940年
- ・水路部創設八十周年記念事業後援会『水路部八十年の歴史』同後援会・1953年
- ・ステファン『サハリン』(安川一夫訳) 原書房・1973年
- ・須藤利一・編『船』法政大学出版局・1968年
- ・第一銀行『第一銀行五十年小史』1926年
- ・大日本水産会『大日本水産会百年史』(全2巻) 1982年
- ・高崎宗司『「妄言」の原形・増補新版』木犀社・1996年
- ・高島雅明『朝鮮における植民地金融史の研究』大原新生社・1978年
- ・高橋作衛『平時國際法論』(増補第9版) 日本大学・1910年
- ・高橋章之助『宗家と朝鮮』(韓国併合史研究資料・23所収。原著1920年刊) 龍溪舎・1996年
- ・田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』創文社・1981年
- ・田代和生『倭館』文芸春秋・2002年
- ・田代和生『日朝交易と対馬藩』創文社・2007年
- ・立作太郎『平時國際法論』日本評論社・1930年
- ・田中健夫『中世海外交渉史の研究』東京大学出版会・1959年
- ・田中健夫『中世対外関係史』東京大学出版会・1975年
- ・田保橋潔『近代日鮮関係の研究』(復刻版・全2巻) 宗高書房・1972年
- ・朝鮮總督府通信局『朝鮮通信事業沿革史』1938年
- ・鄭晉錫『大韓帝国の新聞を巡る日英紛争』(李相哲訳) 晃洋書房・2008年
- ・鄭在貞『帝国日本の植民地支配と韓国鉄道』(三橋広夫訳) 明石書店・2008年
- ・トビ, ロナルド『近世日本の国家形成と外交』(速水融・他訳)・創文社・1990年
- ・永積洋子『近世初期の外交』創文社・1990年
- ・永海一正『隱岐の歴史』今井書店・1965年
- ・中村栄孝『日鮮関係史の研究』(全3巻) 吉川弘文館・1965、1969年
- ・楳崎觀一『満洲・支那・朝鮮:新聞記者三十年回顧録』大阪屋号書店・1934年
- ・『日本地理風俗体系』第17巻(朝鮮地方・下) 新光社・1930年
- ・長谷井千代松『第一銀行五十年小史』第一銀行・1926年
- ・長谷川俊『山座圓次郎』時事通信社・1967年
- ・羽鳥敬彦『朝鮮における植民地幣制の形成』未来社・1986年

- ・羽原又吉『日本近代漁業經濟史』(全2巻) 岩波書店・1957年
- ・林権助『わが七十年を語る』第一書房・1935年
- ・朴殷植『朝鮮獨立運動の血史』(姜徳相訳・全2巻)、平凡社・1972年
- ・毎日新聞社『対日平和條約』1952年
- ・三井田恒博『近代福岡県漁業史』海鳥社・2006年
- ・三浦梧樓『観樹將軍回顧録』政教社・1925年:中央公論社の文庫版は1988年刊。
- ・水原明窗『朝鮮近代郵便史』日本郵趣協会・1993年
- ・村井章介『中世倭人伝』岩波書店、1993年
- ・柳田国男『柳田国男全集』第8巻・筑摩書房・1998年
- ・森須和男『八右衛門とその時代』浜田市教育委員会・2002年
- ・矢野憲一『鮑』法政大学出版局・1989年
- ・山辺健太郎『日韓併合小史』岩波書店・1966年
- ・山本博文『対馬藩江戸家老』講談社・1995年
- ・吉田敬市『朝鮮水産開発史』朝水会・1954年
- ・ラペルーズ『太平洋周航記』(佐藤淳二訳・全2巻)・岩波書店・2006年

付録 1906(明治39)年の島根県視察団の記録(『山陰新聞』掲載記事より)

下の2つの新聞記事は、1906年3月下旬に実施された島根県による竹島=独島の視察記録である。公刊された記録には奥原碧雲「渡航日誌」(『竹島及鬱陵島』所収)があるが『山陰新聞』の記事は最も早く公にされた記録でありながら目にする機会が少ないと想われる所以紹介しておきたい。凡例・漢字は原則として現在通用しているもの(新字体)に改めたが、仮名遣いはそのままとした。

- ・原文の文体は、現代文に比べて句読点が極端に少なくまた仮名遣いでも濁点を付けないものが少くないが、あえて手を加えず原文のままとした。文字が判読出来ないものは口で表わした。
- ・原文の漢字に付けられたルビ(読み仮名)は読み方に注意が必要と判断したもの以外は省略した。

付録・1 「竹島土産」(『山陰新聞』、1906〔明治39〕年4月1日掲載)

●竹島土産 一行五十名は既記の如く二十七日午前八時竹島着直に上陸十数名各方面に分担調査を了へたるが予ねて噂ありし如く海驥群棲せるを以て一行は網又は銃を以て或は打撲して其拾頭を捕獲(内一頭は生擒)し三頭を船に積載し午后二時三十分出帆せるが同島には海苔の産するを見たり斯くて午后八時頃鬱陵島の芋洞に着一部は直に上陸せるが道洞よりは日本警官及郵便局長人民等船二隻を齧して歓迎せり依て同島の郵便局長片岡某氏の家に宿を請ひ一部は汽船に泊し松曉を待て上陸し一同郡守を訪問し本邦人巡查部長の通弁にて島の情況を尋ね夫れより一部は島内の一頭は沿海の何れも調査をなし午后八時解纜翌二十九日午后四時三十分西郷着官民有志の歓迎会に^(ア)望み翌三十日午前十時出発午后三時三十分境着直に汽船を乗り換へ同七時過ぎ帰松せしなりと▲神西部長は隠岐国調査の為め中島大野二県属を伴ひ滞島せり▲竹島に於て獲たる海驥三頭の中一頭は一行に於て料理し一頭は鬱陵島の郡守に贈り一頭は衛生上の研究材料として奉き帰ることとなり昨日境より贈り來りしを以て目下衛生試験場に於て繫留しあり▲神西部長は鬱陵島に到り郡守を訪ぶて「余は大日本帝国島根県の勧業に從事する役員なり貴島と我が管轄に係る竹島は接近せり又貴島に我が邦人の滞留するもの多し万事につき懇情を望む又貴島を視察するの予定なれば何か進呈すべきものを携帶すべかりしを今回避難の為め偶然にも着島せし訳にして何も贈呈するものなし幸に茲に竹島に於て海驥を獲たれば贈呈せんとす受納あらば幸甚」と郡守答へて曰く「然り滞留の貴邦人に就ては余に於て充分保護すべし又海驥の贈呈を受く若し海驥にして味美なりせば再び贈与を望む」云々

【解説】これは竹島=独島視察団が帰国した直後に『山陰新聞』に掲載された記事の全文であるが、文末近くに「貴島と我が管轄に係る竹島は接近せり」という神西部長の言葉が見える。これは韓国側が竹島=独島の日本編入について知った最初の場面の記録と想像されるが、その場で実際にどんな話しがされたのか、編入についての問答はなされたのか等の細部はわからない。なおここでは鬱陵島の「芋洞」に「もげ」と仮名を振っている(ように見える)が「もしげ」と読んでいる文献や地図資料が多く、後者が正しいかもしれない。

付録・2 「竹島渡航日記」(『山陰新聞』連載、第3回~第5回分)

これは1906(明治39)年の島根県派遣の視察団に加わっていた人物による竹島=独島現地での体験記。引用したのは『山陰新聞』の1906年4月3日~12日の間に全5回として連載された「竹島渡航日記」うち、同島上陸後のことが書かれている3回分の全文である(前の2回は、3月22日に松江を出航して境で一泊し、翌朝第二隠岐丸に乗り換えて隠岐の西郷に着き、そこで天候の好転を待っていた間のことが書かれている)。記事中に出てくる「中井君」が中井義三郎(肩書は竹島漁獵合資会社員)である。なお奥原碧雲『竹島及鬱陵島』の「竹島渡航日誌」には、末尾に視察団一行(名簿では45名)の姓名と肩書の一覧がある。

●竹島渡航日記(三) 旅行者某生(『山陰新聞』、1906〔明治39〕年4月8日付)

▲雲行きを眺めて三日の間過したが實に此度の風は不運にも旋風に相違なかつた、二十四日には稍強い所の西風か吹いて居たか雲は東よりした間もなく此風は西北に轉し遂に東北となり終つたのである此様な風の廻りは常にあること乍ら毎日島の月にかこつ場合であつたから一層よく観察することが出来たのである兎に角之て最早や風は止まねはならぬ天候は大丈夫測候所の電報などは聞く必要はないとして自分で安心して居た二十六日午后六時半^(ア)西郷を出帆し北を指して竹島に向つたのである、

▲二十七日 夜も明けた彼方に見ゆるは竹島ならんなど恐悦限りなし六時半の頃近つて凡そ四里計りの所に至つた確かに之は此一行の目的物なるものに相違なかつた見も知らない所なれども此通りと事務長の自慢今尚見る様な心地がする実に其突兀たる布袋の様な二つの島が水平線の上に載つて居る様は広い大洋を床にした所の置物に相違なかつた種々なる方面から眺めまた踞つて拝したい様な気持がした兎や角する内に三頭の大なるふかが表はれ頭を並べて船を襲ひ來るのである之はなかなか奇觀であつた四五間も近づいて夫れふかふかと云ふ内に姿を失ふたのである、

▲あじかの経験に富んで居らるる所の中井君は船首に居られたが此瞬間にそれあじかがと云ふ多数の人は俄かに船首に集まつて望遠鏡を取り出すなど一時は騒^(ア)であつたいかにも数千のあじかが褐色となつて此方を眺めて居るらしいそれ又其処にと云ふ、なる程此場所にも数千のものが組の如くに群集して居る船が近づくに従つて彼れあじかは犬の長吠の様な異様なる声を出してぼてぼて海中に落ちたのである此落ちた所のあじかは只頭だけ水面に浮けて彼方此方をさまよへ乍ら絶えず咆哮して居る彼等が遊泳して居る有様は恰かも海水浴場の浴客が競争でもする様に出没して居た、

▲竹島についた頃は丁度二十七日午前の八時半であつたが隠岐丸はやがて浪の少き岩陰に船を廻はした島から十町も離れたらんと思ふ頃船員は錘を垂れたが凡そ二十六口尋の深さがあると云つて居た隠岐の漁夫なるらんいかの餌で釣針口投したものがあつたか忽ち一尺余のかな様なる魚か釣れたのは特別なる興味を乗客口与へた此辺には箇様なる魚が頗る多いとのことである船を廻はさんとする瞬間にひらひらと鳴くじらなどの游ぐのを見たのは言はん方なく面白かりき、

▲我輩は第一着に竹島に行かねはならぬと中島君は談して居たされどもくじらやいるかな
どが訪問をしはしないかと眺て居内口遂漁船に乗り遅れたのは實に遺憾であつた面高君や
中井君は今や漁夫を引き連れて彼方に漕ぎ行くことの羨やましさ、

▲さて之をも眺すまして居る訳にも参らねば他の漁夫等を談してテンマに打ち乗りて隠岐
丸を下つたのである觀音島の彼方より微風は吹き来つて漣^{さざなみ}は左舷^{ひだり}を打ち丁々たる艤聲^{よせい}と
相和して第一船の後を追ひ行きたが劇しき潮汐^{しお}に流されて漁夫も稍困つたのである、

●竹島渡航日記（四）旅行者某生 『山陰新聞』、1906〔明治39〕年4月10日付)

▲実際にアジカの居る所に行きて見れば聞いて居た談^{たん}とは多少違つて居た如何にして
も実見をしなければならないものであるアジカを捕獲する所は洞穴^{ほらあな}でなければならぬ一方
から他方に通する様な洞穴の中に多数群がつて居るそこで一方の洞穴の前面に網を張り他方
の洞穴には番人を置いて逃れ去ることを防ぐのであるやかて網も張られた用意は充分であ
つた我々のテンマは今や岸に到着し我れ先にと岩上に飛び移らんとする時遂一頭來つて網
にかかつたのである網の巾さは凡そ四尺長さは適宜である網の目は七八寸と云ふ處^{ところ}である
が実にアジカは馬鹿なものであつて洞穴から水中を潜り出てんとする時網の目に頭をさ
すのであるそこで充分注意さへして居れば一頭も余す所はない程によく捕へらるのである
アジカも亦今少しく深い所をくぐれば逃れ得らるるものと憐れに思はれた若し之が獅子
や虎の様に恐ろしく憎い所があれば幾頭捕ふるも捕ふる丈^{じよう}け壯快^{そうかい}であろうされとも彼れ
アジカなるものは何の悪戯もなさず女子供の様に無邪気に戯れて居るのが網にかかつて水
中で窒息する呼吸が出来ないからぶくぶくと泡を出す所などは實に氣の毒なものであつた
我々が捕ひしものの中では大なるものは長さ六七尺小さきものとて四尺に余る箇様なも
のが僅か二時間も立つか立たぬのに十頭計りも取れたのである箇様に容易く網にかかる所
は不穏なものであるけれども實に其馬の様なものが幾頭となく岩上に積み重ねて山をなし
た所は何とも言はれない壯觀^{しやうくわん}であつた初め吾々はかく思つて居た中井君が昨年千頭獲たと
云ふ話は余りに大きいやらしいとされども今状態を目撃し却つて話より實際の大なることを
知つたのである洞穴の前面風静かに水清き所に漁夫は今や網よ口アジカを擧げんとして居
る神西部長其他の人は黒い岩上に佇立して居る我輩は漁船の上で泰然たる所を大野君の口
笛一声^{すいせい}と云ふ所で撮影したのである

▲さて之から再び漁船に乗して対岸の島に渡らんとしたが一頭のアジカは来りて又水
際の網の目に頭をさしたのである箇様なる有様であつて實に止むるにも止められぬ程に面
面白く採れた生きたアジカは網の目の中で一寸^{ちよつと}頭を擧^あげて人を見ては又沈んで居る誠に滑稽
であつた其黒く曲つた所の頭をば時々水面に出す所などは全く池の中のカイツムリか浮沈
するのと少しも替らない様に見へた

▲豚や犬の様な声を放つた所のアジカは水の上に猫や兎の様な声を発する所の鳴^{かめい}は空
に鳴き驚き迷ふ所の幾千の動物群の中を悠々として我々探検船は進むのである一隻の屏風
の如くに聳立する竹島海峡の間に轟然たる浪はとどろき渡り水平線は円く之を包むことの

外何も見られも知られもしないのである

●竹島渡航記日(五) 旅行者某生 『山陰新聞』、1906〔明治39〕年4月12日付)

▲竹島は二個の大なる島からなつて居る一島は高さ四百尺他の一島は凡そ二百六十尺高
い方の島は到底登ることは出来ない低い方の島の西部には小石の多い砂浜がある漁船は多
く此場所に繋く砂礫の上には二間四方程ある小舎を建つ小舎の南方岩に掛けたる橋子あり
之を伝ふて山に登るへし道と云ふ道は少しもないのである登ること凡そ二十間にして絶壁
あり瞰下すれば海水は其下に襲ひ来り怒濤渦を巻く架するに丸太木を以てす長さ二間之を
踏んで対岸の岩に取り着くのである同行者に一人あり顔色灰の如く遂に渡らすして帰れり
此異様なる橋を渡れば何ぞ知らん^{ますま}益^{ます}危険なる場所に向はんとは

▲凡そ山に登り谷を越ゆる際には随分危険なる所も少なくないものである我輩口從來
屢々^{しばしば}箇様なる危険を冒したるものである所が如何なる危険なる場所でも距離さへ短かけ
れば隨分通過さるものである然るに此島の様に初めから終りまで気も心も離すことが出来
ない様では精神疲労^{うかれい}してやりかねるものである数十枚の絶壁足もかからない様な岩の上に
足を踏み手をかくれば崩る様な岩に手をかけて這ひ這ひ登らなければならぬ倒さまに
なつて下らなければ^(ア)ならない箇様な危険を冒した所で何の利益もなければ馬鹿馬鹿しい
話た一層或る人の如くに止めた方が利益であろう?と思つては見たが又思ひ直して奮發した
のである人の登る所てさへあれば我也出来さらめやはと考へたさて凡そ三分の二まで取
り着いたらんと思ふ所から漸く危険が減したのである^イ弥^ミ絶頂に至つて初めて安心した安
心した計りではなく真^まに意外なことがあつた非常なる利益を見出したのである實に之で
なければならぬと思った千枚の効は一糞^{こく}より興味限りなかつた此利益と云ふのは即ち
學問上の利益であつた之は後日取り締めて話す積りであるさて絶頂にある人を数へて見た
ならば神西事務官^{じんざいじむかん}東島司岡崎岡雪吹中井松浦和泉の八氏^{やし}であつたよくよく諸君は登られ
たと感心の至りであつた海とは異なつて岡君の元氣はなかなかあつたが松を探つて紀
念の為めに植えられた

午后よりは風稍強く浪も亦高いので隠岐に帰ることは頗る困難である夫れ故止むなく
鬱陵島に避難することになつた西北の方向を取つて隠岐丸は進んだ凡そ六時間を経て鬱陵
島に近づいた

▲暮色蒼然山上遙かに橙光^{とうこう}あるもの二点^{りょく}鎌月^{かまづ}は西の水平線の上幽かに糸の如くに釣ら
れたり汽笛一声異域の山にとどろき渡り鬱陵島の農民今や驚倒して居てあろう

▲西風は意外に強かつた為め幾回か船は水を離れた隠岐丸は風を避けて芋洞の浜近く着
いた此時午后八時半^{はん}は暗黒にして思ひ思つた所の朝鮮國の鬱陵島か見えない見合
の嫁の当てが外つれた様な心地がした船で又一夜を明かさねばならない!

(追記)『山陰新聞』には、この後「鬱陵島の話」という全3回の連載記事が「渡航者 某生」の名で掲
載されている(4月17,18,22日付)。その第1回には「鬱陵島見取図」「竹島見取図」が一緒に
掲載されている。

竹島＝独島問題：「固有の領土」論の歴史的検討

——前編・江戸時代から明治時代まで——

2010年11月15日発行

著 者 竹 内 猛

印刷・製本 報 光 社

©Takeshi TAKEUCHI 2010 Printed in Japan